

## 養廉銀制度の創設について

岩 見 宏

清朝官僚の給與體系の一環として、養廉銀なるものの存在したことは有名な事實であり、それが雍正年間の創設にかかるものであることも、つとに指摘されている。<sup>①</sup> これが雍正帝の財政改革の一環として重要な意味を持ち、その中でも地方財政の問題と密接な関連を有する點については、筆者自身もまた少しく言及したことがある。<sup>②</sup> 本稿ではこの制度の創設確立の経過を、雍正硃批諭旨を材料として具體的に述べてみたい。

### 一 養廉銀制度創設の背景

養廉とはいうまでもなく廉潔を守るという意味であるが、それはもつと具體的にいえば、官僚として不當な搾取・不正な蓄財をしないということになる。そのためには給

與の面で適當な待遇を受けるということが前提にもなるわけで、「祿は以て廉を養うに足る」とは、そのような状態の下においてはじめて妥當な表現となるわけである。實際問題としては、中國歴代王朝の官僚は必ずしも妥當な給與を公式に受けとっていたわけではない。特に明代の官僚の俸給が少なかったことは、趙翼以來指摘されているところである。<sup>③</sup> 清代においても、給與體系は全く明代の踏襲であり、養廉銀の制度ができるまでは、基本的に官僚の給與は廉を養うには足りなかつたと考えられる。そこで實際には一種のヤミ給與が黙認されており、その程度があまり甚しくさえならなければ、貪官汚吏の列には入れられなかつた。いうところのヤミ給與とは、末端地方官が人民に課する附加税すなわち耗羨を源として、節禮・陋規などという

形で次々と上級官僚の手許へ順送りに届けられるもので、かれら官僚の生活は事實上このヤミ給與を主要な、また恒常的な収入源として成立していたものである。このような官僚の家計の問題、正規の給與とヤミ給與が家計の中に占める位置などについては、嘗て故安部健夫博士が詳しく論ぜられたところであり、筆者としてはその上付け加えるべきものを持っていない。ただ安部博士の論文はきわめて長大なものであり、また右の點だけを論ぜられたものでもないから、ここにその論旨の關係部分を筆者の考で要約提示することは、讀者の便宜のためにも無用のわざではあるまいと考える。

さて錢糧の徴収に際して多少の附加税を加えることは、古くから見られる事實であり、徴收輸送の經費を賄うために、ある程度までは公然認められていた。現物徴納の時代には耗米などとよばれ、銀納になつてからは火耗などとよばれるものがそれである。但しその附加率は地方によつて異り、明確な根據に基いて定められるよりは、むしろそれをなにか上廻った率において、慣習的にある額がきまつていたと考えられる。その明確な根據すなわち當然の經

費に充てるために附加された部分は別として、それを上廻る部分は官僚のふところにはいることになる。但し實際には二つの部分に區別されるよりは、一括して州縣官のふところにはいることが多く、従つてそれがすべて個人的所得に歸するわけではない。私收された火耗には大別してつぎの三つの使途がある。第一は應捐の項であり、第二は應贖の項、第三が應費の項であつて、このうち私生活に充てられるのは第三の項だけである。然らば他の二項は何かといへば、應捐とは地方の經費に充當されるものであつて、この場合の經費には錢糧の徴收輸送とは直接關係のない種々雑多な項目——中央からの指示によつて支出が必要になつたものも多い——をも含んでいる。いわゆる公費と稱せられるものである。つぎの應贖とは、上官に對する餽送に費されるもので、直接人民から火耗を徴收するてだてのない上級の地方官へは、このような形で州縣官から補給の途がついていたわけである。安部博士は以上三項のそれぞれについて、詳しく検討されているが、三者の比率としては應費の項が全體の十分の二、應捐の項も同じ比率を占め、應贖の項が残る十分の六を占めたとされる。應費の項は州縣

官自身のヤミ給與であり、應贈の項は上級官僚のヤミ給與と目されるものであって、兩者を合すれば火耗收入の十分の八までが官僚の生活費及びある場合にはそれ以上の蓄財分に充てられたことになる。養廉銀の制度は、このようなヤミ給與の體系を打ちこわして、これをもう少し公的な形に組み直すとともに、ヤミであることにともなう弊害を除去しようとするものであった。

ところで右のような火耗の私收が、實際の金額としてどのくらいのものであったかという点、全州縣の平均年額は清初において三千兩から三千五百兩ぐらいであったと推定されている。従つて應費の項は一州縣官あたり平均六百兩ないし七百兩ということになる。私收火耗の二割程度ということは、案外少いという感じを受けるのであるが、しかし右の金額を正規の給與と比較してみれば、決して小さな額ではないのである。俸給と各種手當を合計して、順治十年ごろの州縣官が受けていた給與は、年間百二十兩から百八十兩どまりであり、それに對して應費の項は四倍から五倍に相當する。同様な關係は上級官僚の給與と應贈の項との間にも當然豫想されるわけで、このような事態は逆にい

えば、生活程度に比較して、正規の給與はあまりにも少なかったということにもなる。事實當時の官僚の中にもそのことを指摘する者があつた。魏象樞の述べた「いやしくも俸を加うるに非ずんば、何をもつてか廉を養わん」ということばは、こんなひどい給與では廉潔であれという方が無理だという官僚の不満を、端的に表現したものと見えよう。しかし實情としては卒直に給與の不満を表明する者は稀で、むしろ明代以來の習慣に従つて適當に處理する——つまり火耗を私收する者が壓倒的多數であり、政府の立場もまたこれを默認するほかなかつた。大幅な給與改善を行うためには多額の財源を必要とするし、それを實行するためには財政の大きかりな改革、特に増税なしには考えられない。だが現實はそういう手間をかけなくとも、何とかなつていたのである。であるから、一方において政府は火耗の私收を嚴禁しているけれども、その禁令は一般的には實行不可能だったのであり、康熙中年以後この種の禁令が出されなくなつたのも、その實行不可能なことに對する認識がはっきりしてきたからのものであろう。こうなると火耗を私收すること自體は貪官汚吏たるの條件ではなくなつてく

る。貪官汚吏と目されるのは、火耗の私收についていえば、常識的な限度を超えて高率の火耗を徴収した場合だけである。その常識的な限度とはどのくらいのものであったか。一兩につき一錢五分とか一錢六七分、つまり正税に對して一割五分あたりのところが、恐らく平均値に近かったといわれるところからすれば、これを大きくは外れない二割ぐらいまでが常識の範圍で、三割を越えるようになればやはり問題とされたのである。

しかしそれにしても、火耗の私收が禁令に反して黙認されている状況は異常であつて、康熙年間に既に官僚の間からも、ある程度の火耗を明收した方がよいという意見がぼつぼつ出ていたが、総合的な財政改革の一環として、さらに大きくは官僚機構に對する皇帝の統制力確立の一環として、この問題に手をつけたのが雍正帝であつた。その具體的方策を、簡単にいえば、火耗（耗羨）の徴收を規正してこれを一旦布政司庫に解納せしめ、その中から公費と養廉銀を支出する（當初は虧空すなわち國庫金の穴をうめるのにもふり向けた）ということであつた。つまり從來ヤミからヤミへと最も私的な形で處理されていた問題を、眞晝の

日の下にといわけではなかつたが、ともかく明るみに引き出して、養廉銀に即していえば、下からのヤミ給與體系を、上からの給與體系の一つに置きかえたわけである。但しその切りかえの過程は、筆者が前に公費について考えた際に述べ<sup>⑤</sup>、また安部博士がより詳細に述べられたように、必ずしも簡單ではなかつた。以下それを具體的に考察するのであるが、養廉の財源が火耗であつてみれば、火耗の取扱いが養廉支給の方式に大きなというよりむしろ表裏の關係を持つのは當然である。安部博士は火耗提解の方式を全提、多提、少提の三型式に分けられたが、全提とは州縣が徴収した火耗の全額を布政司庫に提解するものである。それに對して多提というのは、州縣に支給されるべき養廉と公費に充てる分は州縣にそのまま留めおき、その他の全額を布政司庫に提解する。また少提というのは、州縣の分を州縣に留めおくのは勿論、他の各官に配分すべき養廉と公費に充當すべき分をも、州縣から直接配分先へ送らしめ、布政司庫へは省全體に關する公費などに充てる少額の火耗を提解するものである。この三型を養廉が布政司庫を經由するか否かという支給方式から分ければ、全提型は間接型

又は完全配分型ともいうべく、全省の各官にすべて布政司庫から養廉を分配支給するわけである。火耗の提解について、雍正帝は全提型を最上の方法と考えたが、そのことは同時に養廉の支給について、完全配分型をよしとすることをも含んでいる。その理由とされるところは、これまた嘗て引用した高成齡の奏摺と、總理事務王大臣らの覆奏に對する雍正帝の諭旨の中に明かにされているから、再説はしないが、要はこのやり方が最も公平で且つ弊害が少いと考えられたからである。

第二の多提型においては、州縣の養廉は州縣が自ら徴收した火耗のうちから、規定額を留めおくことになる。府以上の官については、布政司庫に提解された火耗のうちから配分される。その州縣に留めおかれる分については、定率制と定額制とがあつて、前者の場合には一省を通じて州縣は火耗の二割なら二割を留めるといふように定められるので、州縣の錢糧徵收額の大小によつて、非常に大きな差がつく。従つてこの方式は次第に定額制に切り替えられる方向にあつた。後者の場合には、州縣の繁簡や大小（それはおおむね錢糧額の大小を基準とする）その他の要素を勘案

して、少くも三等級ぐらゐに分けて適當な額が定められる。従つて州縣相互の間に前者ほどの大差はつかない。府以上の官については、もちろん定額によつて支給される。

第三の少提型は、養廉に關していへば布政司庫は何ら關係しないことになる。火耗を徴收した州縣が、自らの分を手許に留めおくと同時に、直接上司のところへ送り届けるので、從來のヤミ給與時代と、實質的には殆ど變りのない形になる。この場合には概ね定率制によつたと考えられる。火耗と養廉の關係からいへば、この方式は布政司庫が全く關與しないという意味で直接型といふことができ、それに對して第二の型は、間接型と直接型の兩者を含んだ複合型といふことができる。

以上のような養廉配分の三形式は、火耗提解の場合にもそうであつたように、必ずしも固定したものではない。省によつての相違と同時に、時期によつて同一の省においても異なる場合がある。その點も火耗の三形式間に變遷があつたのと同じであり、具體的には火耗が少提から多提もしくは全提への傾向を示したのと相應じて、直接型から複合型もしくは間接型へという變遷の傾向を示している。以下に

おいては各省における養廉支給の経緯と、形式の變つた場合については、その事情をも併せて検討するわけであるが、安部博士の分類に従って、火耗の全提が行われたとされる各省から、順次解明して行こう。但し安部博士のいわゆる多提型と少提型とは、必ずしも明確に分けることができず、その中間型というべき場合も存在するので、一括して酌提型と稱することにする。

## 二 各省における養廉銀設定の経過 その一

### —— 耗羨全提の場合 ——

安部博士によれば耗羨提解の行われた最初から全提だったのは、實施時期には差があるにしても、山西・河南・陝西・甘肅・貴州・四川・江蘇・安徽の八省だったとされる。<sup>④</sup>

**山西省** 火耗を布政司庫に提解して、そこから公費と養廉を支出するという財政改革の典型的な形を、最も早く實施したのは山西省である。そのことは既に公費と關聯して述べたことがあるので、詳しくはくり返さないが、ともかく雍正元年から、巡撫諾岷の發意によって實施され、布政

使高成齡がこれを助けた。初年度の數字について高成齡の報告するところをみると、養廉銀の總額は十一萬五百三十三兩零で、火耗實收入四十三萬餘兩の約四分の一に當っている。<sup>⑤</sup> 各官個々の支給額は明かでないが、ただ巡撫については三萬一千七百兩であったことが知られる。<sup>⑥</sup> この額はのちに見るように、他の諸省の巡撫が受けた額にくらべると、破格の高額だったように思われる。なお火耗が全提せられなかった他の各省においては、養廉の支給も必ずしも徹底しては行われなかったようであるが、山西の場合は當初から完全に行われたわけで、そのことは高成齡の主張するところからしてもそうでなければならぬが、また後に石麟が山西では雍正元年以來、巡撫から州縣に至るまで全員が養廉を賞給され、未給の員はないと述べているのによつて明かである。<sup>⑦</sup> この石麟の報告は、雍正六年七月二十六日の上諭に、未だに陋規を私收する者のある事實を述べ、もし養廉未給の員があるなら、各督撫は早速適宜の方策を講ずるようにと指示しているのを受けてなされたものである。實は他の各省では、この上諭に便乗して、養廉支給の範圍を州縣の佐貳や雜職にまで擴げている例が多いが、山西で

は少くとも雍正七年まではその事實はなかった。

河南省 巡撫石文焯が山西の諸帳の法に倣って、雍正二年いち早く火耗の提解を行ったことは、筆者の嘗て述べたところであるが、果してそれが完全に山西のやり方と同じであつたかどうかは、いささか疑問である。石文焯の奏摺の中からは州縣の養廉に至るまで一應司庫の會計に含まれていたことが判断されるが、それは帳簿の数字の上だけのことで、實際には州縣は自らの養廉分の耗羨を扣留したものであることは、はじめ布政使で、石文焯の轉任後巡撫の後任となつた田文鏡の言によつて明かである。<sup>⑤</sup>のみならず田文鏡は、知府・同知・通判の養廉も、司庫を通さず州縣から直送されたと述べているから、司庫を経由して養廉を支給されるのは、道員以上の官ということになる。とすれば、河南省の方式は、酌提型の中でもむしろ提解率の少ない方に屬したものとすべきである。なお、河南の方式が全提でなかつたことは、雍正帝みずからも、蘇州巡撫陳時夏に與えた硃批の中で言明している。<sup>⑥</sup>

ところで石文焯が諾帳に倣つて火耗を提解し、その中から養廉と公費を支給することになつたのは、かれ一人の意

志から出たことかどうか。雍正帝は石文焯を褒めてやつてゐるけれども、實は養廉については既に元年八月二十七日の奏摺に對する硃批の中に、帝自身の意向が指示されていた。石文焯は右の奏摺で虧空彌補のために耗羨を用いることを述べたのであるが、帝はこれを是認するとともに、若干の注意を與えた。その中で州縣の應得の羨餘の額を通計し、その中からいくばくかを留めて養廉と爲せと言つていたのである。この帝の發言が諾帳の改革といかなる關係にあつたかは明かでないが、少くとも石文焯にとつて大きな手懸りとなつたことは否めない。かくしてかれは翌二年正月二十二日の奏摺において、火耗を提解して養廉を支給し公費を支出するほか、その殘額を虧空の彌補に充てるという改革案を提示したのである。さらにその細數については同年三月三日の奏摺に詳記されているが、學政の養廉銀四千兩のほか、布政司以下の各官については「養廉並びに衙門一切の公費」という形で示されている。そして自らも巡撫として三萬兩を願ひ出ている。この三萬兩について雍正帝は、たとい二倍にしてもかまわないが、それ以外には全然手を出さないということであつてはじめて操守を示すも

のたと批論している。これは養廉の支給はどこまでも陋規節禮の根柢のためであつて、そのためには養廉の額が少しくらい多くともかまわぬという帝の氣持の表現だと見ることもできよう。

ところで佐貳雜職の養廉であるが、これについて最も早く發言したのは田文鏡の三年三月十七日の奏摺であると思われる。かれはここで司府の首領・佐雜のほかに教職をも含めて、養廉支給の細數を考えて雍正帝に提出したが、帝はあつさりこれを退けた。その理由はこれらの員に養廉を給しても、必ずしも將來の奮勵を期し難いことと、河南だけで實行しても、他省では耗羨不足のために行い難いかも知れないという二點である。第二點はともかくとして、第一點はどうも理由にならない。元來養廉支給の背後に、正規の給與だけでは官員の生活が不可能であつたという事實があるならば、それは何も知州知縣以上の官だけではなく、それ以下の官においても全く同じ事情だつたと考えざるを得ない。然るに養廉は州縣以上にだけ給するといふのは、雍正帝に似合わぬすじの通らぬ話といふほかない。果して帝自身も、後に考え直して、州同・州判・州吏目・縣

丞・典史等には養廉を給することを認めた。これは最初に養廉が議定された時に將來の方針として指示された州縣の養廉を増添する件とともに、雍正六年から實施されている。<sup>④</sup>

陝西省　この場合も、安部博士は火耗が全提され、それは河南で同じ方法を行つた石文焯が來任して、雍正三年から行つたものとされている。此の問題については安部博士の既に指摘された通り、直接の文獻はないのであるが、河南の提解法が酌提型であつたのならば、同じく巡撫石文焯によつて實施されたと思われる陝西の場合も、河南と同様な酌提型と解すべきではないかと思われる。少くとも養廉支給の面からみるならば、その當初のやり方は必ずしも徹底したものではなかつたようである。すなわち糧道について、雍正三年、四升五合の耗糧を収めて衙門公私の費用となしたので、公費・養廉を議した際には糧道に及ばなかつた。けだし耗糧を養廉としていたのであるという、糧道杜濩の證言がある。<sup>⑤</sup>尤も、これは單に糧道だけの例外であつたかも知れないが。なお雍正八年からは河南の場合と同じように、首領佐雜等の官百四十二員に對して、新たに養廉



が支給せられることとなった。<sup>④</sup> またその件について署總督查郎阿・巡撫武格が會奏したとき、併せて既給の養廉額の改訂をも申し出ているが、その方は布政司の一萬四千兩を一萬兩に減ずる件以外は、雍正帝に妥當ならずとして却けられ、再議が命ぜられているが、その後のことは判らない。恐らく改訂中止となったのであろう。

**甘肅省** これも耗羨が全提されたとされる省の一つであるが、雍正三年五月に着任した石文焯がその年の秋に出した報告を見ると、その點は簡單ではないようである。即ち養廉銀について、税規あるの道府は養廉に資するに足るから、おしなべて議給しないと述べられている。<sup>⑤</sup> 耗羨の提解が税規というようなものの撤廢と表裏をなす筈のたてまえからいえば、右のようなかたちのものが含まれる限り、全提型とみなすことはできないであろう。耗羨から養廉を支給せずに、舊來の税規というようなものを養廉として認めると——それも司庫とは關係なしに、各官の取るに任せる——ということとは、養廉設定の主旨からいえば甚だすじの通らぬ話である。布按兩司や巡撫衙門についても、司庫を通さぬ税規の類があつて、それを養廉の一部として認めて

いる。恐らくそれは、甘肅の錢糧額が少く、従つてもし火耗のみを財源として養廉を支給するとなれば、高率の火耗を附加する必要が生ずるので、やむを得ず妥協的な方法をとつたものと思われる。全體としてみれば、養廉支給方式としては混合型といふことができるであろう。そして雍正帝もこれに對して、「これらの零分均派瑣屑の擧は朕何ぞ與らんや」と、やや不機嫌だったらしい批諭を與えているのである。

なお陝西・甘肅を通じて、軍需のために地方官の勞苦が多いとの理由によつて、雍正七年ごろ養廉の加給が行われたが、その際も巡撫許容は財源のやりくりに大いに苦心している。<sup>⑥</sup>

**貴州省** 雍正三年から火耗の全提が行われたとされているが、これは珍しくも雍正帝の指示に基いて行われたようである。即ち帝は雲貴總督高其倬の三年一月二十六日の奏摺に對して長文の批諭を與え、その中で火耗・官租・税羨等を提解して、養廉を酌量分給すべきことを、貴州各地の事情を指摘して詳しく論じている。これに對して高其倬が巡撫石禮哈と相談してきめた成案は、三年九月九日の奏摺

に述べられているが、貴州は錢糧額の最も少い省分の一つであるから、官員の數も少いとはいへ、もとより火耗だけでは養廉を賄うことができない。そこで稅羨・地丁錢糧の耗羨（火耗）・耗米の折銀したもの・官莊の租米・府廳州縣の俸銀の五項を併せて五萬九千二百零八兩を得、このうち五萬二千三百兩を巡撫以下州縣までの各官に分給し、なお若干を留めて通省の公費に充てたのであった。同じことは石禮哈も別に上奏している。

のち雍正八年になつて、例の雍正六年の養廉未給の員にこれを支給せよという上諭をうけて、巡撫張廣泗が佐貳雜職及び教官にも支給したいと申し出たが、そのうち教官については他に議及した例がないと叱責されたほか、佐貳雜職については支給が實現したようである。同時に苗疆の開拓にもなつて新設された官にも、養廉の支給が議せられ、これら新增分を合計すると七萬一千兩となつた。そして新增分の財源としては、貴州に産する鉛の收買運售から生ずる餘息を充てることとして、帝の承認を得たのである。

四川省 雍正四年に岳鍾琪が火耗の全提を行つたとされ

ているが、養廉の分給については具體的な記述は残っていない。斷片的な養廉關係の文獻として、たとえば巡撫馬會伯が五年四月十八日に記したところをみると、布政司からの條糧耗規銀、按察司からの鹽茶耗規銀、また直接いくつかの縣から送られてくる茶規・鹽規を併せて、都合一萬八千八百六十四兩零を自分の養廉にしてもらいたいと述べている。また同年九月九日の布政使管承澤の奏摺によると、布政司衙門へは舊例として各屬州縣から條糧耗羨銀二萬一十四兩零が送られてくるが、うち總督の糧規銀三千三百三十兩、巡撫の糧規銀六千六百六十兩、布政司の糧規銀が一萬二十四兩零だという。とすれば司庫に送られてくる耗羨は、布政使自身の養廉に充てられるもののほかは、總督・巡撫の養廉の各一部に充當されるだけで、道府はおろか按察司の分さえもないのであるから、これはむしろ酌提型の中でも提解分の少いものであったと見なければならぬ。その耗羨の二萬餘兩という數字からしても、加三の火耗を全額提解したものでないことは明かである。地丁額を雍正二年の約二十三萬兩を基準として計算しても、加三の耗羨ならば當然七萬兩近くになる筈だからである。従つて養廉

の給與は全體として直接型、すなわち耗羨を收納する州縣から、直接各上司へ送るといふ方式がとられていたものと思われる。

**江蘇省**　ここでは、雍正六年から耗羨を全提し、州縣に至るまで養廉は悉く司庫から給することにした。この件については安部博士も指摘されたように、當初巡撫陳時夏と布使政張坦麟の意見が違ったのであるが、雍正帝の意向によつて陳時夏の全提案が實施されることになつたようである。張坦麟の案は州縣の徵收した耗羨のうち、二分をとどめて州縣の養廉にしようといふのであつたが、それだと多い州縣は二三千兩以上になり、少い州縣では二三百兩に止まるので、多寡の差があまりに大きいという點が障害になつたのである。なお通省の養廉總額は、王璣の報告によれば十八萬四千三百兩であつた。

なおこれは一般の地方官とは異なるが、兩淮鹽政所屬の各員に對しては、雍正十一年分から養廉が支給された。その財源は鹽政關係の雜收入で、その中には鹽商の出す商規といつたものも含まれている。雍正帝は商人の出す規禮等については、ある程度は當然のことと考えていたらしく、陋

規節禮の禁絶をやかましく言つていたにも拘らず、商規については必ずしもそれは言わなかつたのである。

**安徽省**　巡撫魏廷珍によつて、雍正七年から火耗の提解と養廉の分給が行われた。養廉について、下江と條件の同じ者はみな下江已行の成規に照して行つたというから、前年から實施された江蘇の例に、全面的にみならつたものと思われる。なお雍正十年ごろに巡撫徐本によつて、首領佐雜等の官に養廉を給する案が出されたが、雍正帝は私心淺見に出でたものとして叱責している。しかし既に見たように、雍正六年ないし八年の間において、既に支給した省もあるのであるから、支給すること自體を否定するのはすじが通らないが、その財源を鹽規銀に求めた點が帝の意に添わなかつたものであらうと思われる。

以上に見てきた八省のうちで、耗羨の全提されたのは、山西・貴州・江蘇・安徽の四省だけであつた。これら四省では提解の實施とともに、養廉銀が布政司庫から支給されるようになった。その範圍は巡撫から知州知縣にまで及んでいる。これに對してその他の諸省では、耗羨の提解は全面的には行われず、従つて養廉も一律に司庫から支給する

というわけではなかった。具體的にはいくつかの型があるが、それは次節において耗羨を酌提した諸省を検討した上で、まとめて考えることにする。

### 三 各省における養廉銀設定の経過 その二

#### ——耗羨酌提の場合——

前節に取り扱った以外の諸省では、最初耗羨が提解された時には全提でなくて酌提、つまり部分的に司庫に提解された。安部博士が多提型とされたのは、そのうちで州縣自らの養廉分だけは州縣に留めおき、他は司庫に提解するというものであり、少提型というのは、通省の公費に充てるべき耗羨だけを司庫に提解して、各官の養廉分は州縣から當該官員の手許へ送るといふものである。實際には兩者の中間型も多く明確な線を引き難いので、一括して酌提型としたわけであるが、なお便宜上安部博士の分類順によって述べてみよう。またこれらの諸省の中には、後に全提に変わったところもあるが、その點も一括して扱うこととする。

**山東省** 多提型として第一にとり上げられるのは山東である。安部博士は、雍正元年ごろに既に耗羨の提解が行わ

れ、それについて明證はないが恐らく多提型だったと推定されている。しかしその後の山東在任の地方官たちは、養廉の分給が行われたのは雍正二年七月からだと言べており、これが山東の耗羨が多提型として明確に知り得る最初の時期となっている。この場合陳世倌のいう所によると、通省加一八すなわち一割八分の耗羨合計五十四萬兩のうち、二十萬を養廉に充當するということで、巡撫二萬兩、布按兩司各一萬兩以下、州縣は一律に一千兩を支給した。實はこのほかに、州縣には一兩につき一分の公費も支給されており、州縣の使用する養廉と公費はいずれも州縣において扣留し、その餘を布政司庫に解送するのであるから、耗羨提解の面からこれを多提型だったと見ることに問題はない。但し詳しくいえば、養廉の支給は糧道には及ばず、また驛道をかねていた濟東道にも及ばなかった。この二道員については、各屬の陋規を以てそのまま養廉に充てるという、従来通りの方式で放置されていたのである。そのために糧道は七千三百六兩、また驛道は一萬五千三百五十三兩を養廉としており、他の道員が一律六千兩の養廉を受けていたのと、著しいアンバランスになっていた。この状態

は雍正六年になって、漸く總督田文鏡、巡撫岳濬らによって是正された。

なお田文鏡が河東總督となつて、山東をも兼轄するようになる、兩省の同等官員間の養廉支給の不均衡、たとえば河南の道員は三千兩であるのに對し、山東は六千兩であるというような點が問題となり、山東巡撫岳濬と相談して山東の養廉について全面的な再檢討が行われた。その結果は雍正七年三月一日に岳濬から上奏されたが、個々の官に對する増減がどのようになされたかは明かでないけれども、總額において從來十八萬五千五百兩であつたものが、さらに六萬七千八十兩増したと述べられている。この中には例の雍正六年の上諭に基いて首領・佐貳等に加給されたものも含まれているわけである。

**江西省** 江西では雍正五年から、巡撫邁柱によつて耗羨の提解が行われたが、實はそれ以前から、平費という名稱で布政司庫に解納された若干の火耗があつた。布政使常德壽の三年四月三日の奏摺によれば、司庫に送られる地丁銀百五十萬兩餘に對し毎兩一分七釐五毫、年額二萬六千四百兩餘というものがあつて、總督・巡撫・布政司衙門の公用

その他に充てられていたのである。従つて雍正三年乃至それよりも前から、一部の火耗は提解されていたとみなければならない。

ところで邁柱によつて行われた耗羨の提解は、典型的な多提型であつたとされる。即ち州縣は二分の公用と、一分五釐あるいは六釐あるいは四釐と區別された各官の養廉に充てる分とを提解する。その殘餘は州縣自身の養廉として留めおくというのである。但しこのうち二分が通省の公用として、また一分五釐が布按巡撫の養廉として司庫に提解されたことは確實であるが、道府の養廉については問題がある。すなわち養廉に充當されるべき耗羨のうち、司庫には一分五釐が提解されただけで、他は司庫には解送せられず、道府等の分は直接それぞれに送附されたのではないかと思われる。その理由の一つは邁柱が「河南・湖廣等の省の例に比照して酌提する」といつていることで、既に見たように河南では知府以下には州縣から直送されており、湖南も後で述べるように少提型であつたから、邁柱の記述は、江西のやり方がこれら二省の方式と類似した點のあることを豫想せしめるのである。理由の二つ目は邁柱が同じ

奏摺の中で巡撫衙門の需用について、「解到した一分五釐の耗羨の内から、司道とともに量って支用を行う」といつている點である。一分五釐の耗羨といえは、通省で二萬三千兩前後と思われるから、額としても少く、ここから府の同知・通判以上の全員に支給できたとは考えられないし、邁柱自身も道まで擧げて知府以下には言及していない。もし知府以下にも司庫から給するのであれば、それを右の一分五釐と別わくにする理由は考えられないから、やはり知府以下の養廉は司庫を経由しなかつたと考える方が自然である。第三の理由は布政使李蘭の奏摺の中に、「道・府・同知・通判各官の養廉は、ただ所屬の額賦に照して提派するので、未だ豊澁不均なるを免れない」と言っていることである。<sup>⑧</sup>このような所屬の額賦と道府などの養廉との間の直線的な関係は、もしこれが司庫を経由して支給されたものとするならば、殆ど無駄な手間をふやしただけのことになりはしないかと思われる。逆にいへば、司庫に提解された中から支給するのならば、恐らく最初からもう少し酌量して、豊澁不均などと言われぬやり方が出來た筈だと考えてよいのではないか。

右のように考えるならば、明確な記述はないけれども、雍正五年に江西で實施されたのは少提型に近い耗羨提解であり、これに對應する養廉支給方式は主として直接型であったということになる。

邁柱の方式には右に觸れたような不均衡の缺陷が著しかったので、雍正六年には早速後任巡撫張坦麟が改善の意向を表明し、七年正月二十九日の奏摺で具體策を呈示した。安部博士の引用された布政使李蘭の奏摺は、恐らくこの張坦麟の奏摺より前のものと思われ、張坦麟はそれとは僅かに異つた案を、李蘭との相談の結果として出している。この案では明かに多提型の耗羨提解が行われ、司庫に提解された十三萬六千餘兩の耗羨のうちから、七萬二千九百七十六兩が養廉として支給された。その際各官ごとに支給額の増減があつたようであるが、個々の數字は明かでない。ただ後に謝明の述べるところによると、州縣の養廉は多き者は千八百兩から、少い者は四百餘兩まで、多寡は懸殊なるに屬するというから、なお不均衡の是正において不十分だつたと見える。

そこで雍正七年十一月九日、署理巡撫印務の謝明は、右

の點の是正と佐貳微員に對する養廉の支給を含む改善策を獻じた。あとの點については司府の首領・州縣の佐雜合計二百五十九員に對して、每員六十兩都合一萬五千五百四十兩を支給することとした。その財源には歸公された鹽規銀のうちから四千兩と、潯・贛二關の平餘銀三千五百餘兩、及び司庫の公費から八千兩をこれに充てた。またさきの點については、從來定率制であつた州縣の養廉を定額制に切り替え、大縣は千二百兩、中縣は千兩、小縣は八百兩と定めたほか、道府の養廉についても若干の手を加えたが、合計額においては張坦麟の定めた數字と同じであつたといふ。この案は雍正八年から實施されたものと思われる。

**雲南省** 雲南は元來錢糧の額が少く、従つて火耗もまた少額であり、公事の用に充てるためには、公件銀兩なるものが徴收されていた。これが他省における火耗と同様に考へてよいものであろう。ところで雲貴總督鄂爾泰は公件の處置について、既に雍正五年十月八日の奏摺に整理の方向で考を述べ、さらに同日附の別の奏摺で養廉銀の支給について具體案を示している。それによれば廣南・昆明等の六十一府州縣に對する養廉額は四萬五千二百三十六兩になる

が、これは各府州縣がそれぞれ手許に扣留して毎月使用する。雲南等の六府は税規があるので、それを養廉に充てて別途支給はしない。按察使・永昌道と臨安等の五府と各府の同知・通判計十八員に對しては季ごとに布政司から養廉を支給することにした。その額は合計一萬八千二百兩といふ。このようなやり方は養廉の支給方式としては直接型を主として、これに間接型を混えたものといふことになる。

翌六年六月十二日の奏摺では、右に述べた方式を一步進め、間接型をふやすと共に、從來養廉を給していなかつた教職・佐貳・雜職にも司庫から支給することにして、合計九萬八千六百四十兩を計上した。しかしなお相當數の直接取得方式が残っていたから、間接型と直接型の混合方式という點では變りがなく、耗羨提解の面からいっても、完全な多提型とみなすわけには行かないであらう。

**福建省** この省でも江西の場合と同様に、耗羨が正式に提解されるよりも前に、既に一部の火耗は布政司に收納されていた。すなわち解司起運の錢糧一兩につき二分が加えられ、總督・巡撫・布政司の鹽菜・養廉の用となつていた

という。その額は二萬五百餘兩となる筈であったが、實際には一萬五六千兩どまりだったとは、布政使沈廷正の報告である。一種の少提法が行われていたと見ることができよう。<sup>⑤</sup>

その後雍正七年から、巡撫劉世明によって改めて火耗の提解と養廉の分給が行われた。そのやり方は安部博士によって解説されているから、ここに繰返す煩は避けるが、知府の養廉を州縣から直送する點で、河南・江西などと同じく中間型といつてよい。この場合知府及び知縣の養廉は、定率によって配分される。即ち知縣は公用と併せて十四分の四を留存し、知府のところへは十四分の一が送られる。ただ定率の場合の缺點として、州縣の扣留分に著しい不均衡が生ずるのは免れず、この點は雍正帝からも指摘されている。院司道の各官に對しては、もちろん司庫に提解された耗羨の中から支給される。この案は若干の修正を加えて實施に移されたものと思われる。但し司庫から分給される各官のうち、觀風整俗使と學院ならびに各廳官十四員を除き、その餘の各官に對しては、はじめの三年間は全額を支給せず、八分三釐零（八割三分餘）を實給して、殘餘の合

計一萬三千九百七十七兩を虧空の補填に使用するということがあつた。<sup>⑥</sup>

これに對して雍正帝は養廉が聊か少いようだからと、怡親王に大學士と會議せしめ、その結果福建各地の稅課司等の贏餘銀一萬一千三百二十兩零と、臺灣府の官莊等の項の歸公銀三萬七百三十九兩、併せて四萬二千五十九兩零のうち、四萬九百兩を既給各官に加増し、殘餘の一千一百五十九兩零は縣丞以下の微員に給與せしめるということになつた。<sup>⑦</sup> 既給の九萬三千二百兩と併せて、養廉總額は十三萬五千二百五十九兩ということになる。福建では養廉の分給が遅かつたので、他省では若干の期間を置いて支給された佐雜に對しても、結局ほとんど同時に支給されたわけである。

**奉天府**　ここでは、例の雍正六年の上諭をうけて、各官に對する養廉の支給を議した。署理府尹印務王朝恩の七年六月四日の奏摺が唯一の記載で、これも安部博士の解説済みであるが、州縣の公用と養廉はそれぞれ各州縣耗羨の半分を留めおき、他の半分を司庫に代る承德縣庫に送つて、そこから各官に分給するというものであつた。ただこの



際、他省におけるような佐雜に對する支給は考えられていない。

**湖廣省** 湖廣では總督楊宗仁が全國で最も早く耗羨の提解を行ったが、それは少提型の代表的なもので、州縣の徵收した加一の耗羨のうち、三分(三割)を司庫に提解して通省の公用に充て、七分は各官に分給して養廉とした。養廉の支給方式からいえば直接型の代表ということになるであろう。そしてこの際の配分は定率制で行われた。布政使は一分五釐で、その内には部餉の解費も含まれる。按察使は六釐、巡道は四釐、知府は一分、同知は三釐、殘る三分二釐が州縣に支給される。

このような方式は州縣と上司との關係において、従前の陋規節禮を餽送するのと、手續上ほとんど變らないやり方であるから、數年間實施される間に、規禮の餽送の場合と同様な弊害が目立ってきた。そこで六年十月十一日には、湖南布政使趙城が耗羨を一旦全部司庫に提解する全提法を上表した。但しかれの案では分配の定率制はそのままであった。これに對して雍正帝は督撫と商酌して行えと批諭しているが、恐らくその相談の結果と思われるものが、總督

邁柱と湖南巡撫王國棟の連名で上奏された。それによると加一の耗羨のうち、養廉に充當すべき七分と、そのほかに若干の商稅羨餘、鹽規などを合算して九萬二千二百二十三兩零を得、これを布按二司以下州縣に至る各官に定額制で支給し、さらに首領佐雜等にも及ぼしたのである。ただこの案に對して雍正帝は若干の疑念を表明しているし、またその後の實施を確認するに足る記述は見當らないけれども、恐らく雍正七年ごろから實施に移されたものかと思われる。

湖北においても、少提法のもとでは湖南と同じ問題が起つてきた。雍正六年の未だ養廉を分給してない者にも支給せよという諭旨をうけて、二つの問題を一舉に解決するための案を提出したのが、布政使徐鼎の七年三月八日の奏摺であった。その案の骨子は、州縣の耗羨のうち、三分二釐だけは従來通り州縣に留めて支給するが、その他は悉く司庫に提解し、その中から各官の養廉を分給するというものであった。但し新たに佐雜等に給與するについては、耗羨だけでは財源が不足するので、鹽規の内から一、二萬兩を養廉の方に廻してもらいたいと願ひ出ている。ところがこ

の案は實施には至らなかった。同年九月十九日に署巡撫趙弘恩が、總督邁柱と連衡で耗羨と公務について奏したところでは、雜職などには養廉を給しない旨が見えている。いやそればかりか、巡撫王士俊が九年十二月六日の奏摺に記すのによると、六年七月の上諭に對して湖北では三年に及ぶも議論が決してないといっており、そのため徐鼎の案は耗羨の提解分給の件をも含めて、全く實現していなかったことが判る。王士俊はこの問題を解決しようと相當に意氣込んでいるが、その後果してどういふことになったのか、雍正硃批諭旨中にはその結末を知るに足る材料はないようである。

直隸省　ここでは巡撫李維鈞が耗羨の提解を行った。その最初は雍正元年六月二十五日の奏摺に見えるが、耗羨のうちから道府州縣の養廉を量留せしめ、その餘を以て虧空を彌補せしめたというのであるから、虧空の補填にふり向ける分だけを提解させたと考えられる。従つてこれは少提型の中でも最少限のもので、一種の臨時措置として行われたものといえよう。というのは當初李維鈞は、虧空が完全に解決すれば、提解はやめるつもりであつたらしいからで

ある。しかし、翌二年火耗についての九卿の議覆に對する上諭を讀んで、少し考が變つたようである。そこで耗羨の提解に關して恒久的な方式を考えたいわけであるが、その具體的内容については安部博士の解説があるから、ここには再説しない。ただ養廉について言えば、道府各廳のそれは必ずしも全員に支給されるわけではないが、ともかく合計二萬兩である。州・縣・衛に對しては大は千二百兩、中は千兩、小は八百兩と三等に分つて支給するが、その合計は七萬餘兩であつた。<sup>④</sup>但しこれらが司庫から支給されたかどうかは明かでなく、安部博士は提解されなかつたと判斷しておられる。

雍正七年に至つて、署理總督楊嗣はこれも新任の布政使王餐と相談して、耗羨はすべて司庫に提解することにした。いわゆる全提型への切り替えである。これにともなつて各官の養廉はみな司庫から支給されることになる。<sup>⑤</sup>雍正七年の實績についていえば、耗羨銀二十五萬五千一百六十一兩のうち、各官の養廉銀が十七萬九千九百六十兩であつた。<sup>⑥</sup>この中には雍正帝の指示によつて、佐貳雜職に對して支給されることになつた養廉も含まれていたと思われる。

各官の細目については明かでないが、恐らくは定額制で支給されたものであろう。

**浙江省** 雍正二年に署理巡撫の石文焯によって火耗の提解が行われたが、それはわずかに公用に充てるための分だけであった。火耗が非常に少くて、錢糧一兩につき五分しか徴収されていなかったため、そのうちから二分、合計で六萬餘兩以上には提解できなかったのである。<sup>④</sup> すなわち少提型の代表的なものであり、この状態では養廉の分給は全く問題にならなかった。これに對して雍正帝は、六年から正項錢糧を耗羨の補助にふりむけるという異例の措置をとった。<sup>⑤</sup> この事實を安部博士は、養廉銀などの制度が「權宜的なものから恒常的なものへと移行しつつあったことを物語るもの」と評價しておられる。十萬兩の正項錢糧を支出し、耗羨十四萬兩と併せて計二十四萬兩を財源として養廉を考え、餘れば公用に充當するということになった。これによって總督管巡撫事の李衛は、各官の養廉額を定めて分給することとしたが、<sup>⑥</sup> この際耗羨十四萬兩も司庫に提解されて、特別補助の十萬兩と同様に扱われたと理解されるから、いわゆる全提型に切りかえられたわけであり、養廉銀

についてはいえば間接支給方式がとられることになった。

なお養廉の細目を決定した次第を報告する奏摺の中で、李衛は首領佐雜等のことに言及しているが、これには一概に支給することは行わず、三千兩を用意しておいて、その勞苦功績に應じ特別に支給するという方針を明かにしている。微員に對するこのような方針は、九年七月においても變つておらず、<sup>⑦</sup> 従つて一部の省に見られる佐雜への恒常的な養廉支給は、浙江ではかなり長い間行われなかったものと考えられる。

**廣東省** 巡撫楊文乾と布政使常養らの手によって、雍正四年から火耗の提解が實施された。少提型の一種であるが、養廉のみについていえば、總督・巡撫・布政司の養廉に充てるべき每兩三分の火耗は司庫に提解され、三者が均分する。また按察司および道府廳の養廉には每兩二三分が充てられ、これは州縣が各自それぞれの手許に送り届ける。このほか戰船捐修の費一二分を引いて、<sup>⑧</sup> 残る每兩五六分のものが州縣の養廉になるというのである。但しこれはさらに修正の上で實行されたようで、司庫に送られる每兩三分というのは、錢糧全額に對するものではなく、司庫に

送られる錢糧に附随したもので、その金額は楊文乾の案では三萬一千餘兩であったものが、實際には二萬五千餘兩となつてゐる。従つて督撫藩司の養廉額も、おのおの九千餘兩から八千三百餘兩に減じてゐる。但しそれは火耗から出る分だけであつて、實際には別の財源から各二千八百餘兩が養廉となり、都合一萬一千餘兩であつた。また楊文乾の火耗の計算には含まれない四分の提解が、實際には公用に充てるために行われていたらしいが、その場合州縣に残された養廉はどうなつたのか、あるいは火耗が増徴されたのか、その邊のことは明かでない。安部博士はこの四分の耗羨だけが司庫に提解されたと見ておられるが、そうとすれば右の起解錢糧に對する三分は、別わくとして全體の計算からは外されたのであろうか。計算のやり方はどうであるか、いずれも司庫に提解されていたことは間違ひなさそうであるから、この方式は紛れもない少提型というよりは、むしろ中間型といつた方がよさそうである。

その後雍正六年十一月に加耗率の變更が行われたが、總督郝玉麟によれば、この時ははっきりと火耗のうち七分が布政司庫に提解された。それは院司の養廉ならびに通省の

公用としたと記されているが、即ち前述の四分の公用と三分の督撫藩司の養廉を合算したものに他ならない。従つて按察司道府廳の養廉は、依然として州縣から直送されたものと考えられ、火耗提解の方式ならびに養廉の支給方式としては、全く變りがなかつたと見るべきであらう。但しこの場合は火耗の徵收率が毎兩一錢六分九釐に増されているから、他の點が變つていなければ、州縣の養廉に留められたものは、やはり毎兩五六分の線を維持したと思われ

る。  
 廣西省 最後は廣西においては、雍正六年巡撫金洪によつて、毎兩二分の耗羨が提解され、いわゆる少提型が行われることになつた。従つて養廉については直接型ということになるが、その細目については、翌年總督鄂爾泰と合議の上で決定された。また鄂爾泰は八年三月二十六日、首領佐雜漢土司等にも養廉を給すべきことを摺奏し、雍正帝の承認を得ているから、恐らく同年から實施されたものと思われる。

以上に見てきたところをまとめると、耗羨を酌提した諸省においては、養廉銀の支給は一應規定されたけれども、

それは必ずしも司庫を經由しなかった。耗羨全提の場合と最も近い型は、州縣が自らの養廉を扣留するのを除き、その他の各官に對しては司庫から分給するというもので、山東・奉天などがこれであり、江西ものちにはこれに變つた。つぎには州縣が扣留するほか、知府など一部の官の養廉は州縣から直送する中間型であつて、河南・陝西・甘肅・四川・江西・雲南・福建・廣東の諸省がこれに屬する。

但しこの中にも、直送の範圍が府に止まるものと、それ以上の道まで及ぶもの、ときには按察司にまで及ぶものがあった。最後に湖廣・直隸・浙江・廣西などでは、すべての官に州縣から直送されたと考えられる。これは養廉銀支給以前のヤミ給與時代と最も近い型であり、それだけに養廉銀設定の趣旨からいえば不充分なものであつた。従つてこれらの省では全提型への切りかえが進む傾向にあり、直隸と浙江ではそれが實施され、湖廣でも湖南においては切りかえが行われたものと思われる。

なお養廉の配分については、官ごとに額を定めるのが一般であつたが、酌提型の場合には、州縣の徴收した火耗の中から一定比率で配分するというやり方もあつた。これは

定め方としては比較的簡單ではあるが、火耗の基本となる正項錢糧の額が、州縣によつて大きな差があるので、同種の官でも配分額に大きな差のつくことが多いという缺陷があつた。そこでこのような配分方式は、漸次定額制へと切り替えられる傾向にあつたと考えられる。

#### 四 規禮の禁止と養廉銀支給の間

前二節で検討したように、養廉銀制度は耗羨の提解と表裏して、各省ごとに設定されたのであるが、その時期はこれ又省によつて異り、雍正元年から七年ごろまでにわたつている。ところが一方では從來のヤミ給與體系、すなわち陋規・節禮の餽送は、雍正帝即位の當初から禁止されてきた。殊批諭旨の中でも、地方に着任した官僚たちが、從來の規禮を禁革したということを頻々として報告している。とすれば養廉銀設定の遅れた地方では、その間どのようにして官僚の生活が維持されていたのであろうか。陋規・節禮が禁止されたからといって、多數の官僚たちが正規の給與だけで我慢していたとは考えられないし、雍正帝もそれを強制するほどわからずやであつたとは思えない。時間的

には順序が逆になるけれども、つぎにこの問題を検討してみよう。

まず第一に末端の州縣官のことを考えてみると、かれらは従來火耗を私收していたわけで、これがかれら自身の生活の資となるとともに、上官に對する餽送の財源になることは既に述べた。このように根本となる火耗の徴收については、雍正帝が即位してからも、徴收率の引き下げは行われても全面的に禁止された事實はない。ということは、州縣官の生活自體は一應保證されていたことである。

規禮の禁止はそこから上へ流れる途がとざされたという意味を持つわけである。しかしこれも表向きにはやかましく言われたけれども、一方では一種の抜け道も用意されたのであった。正規の給與だけでは生活が成り立たないということは、萬人の認めるところであった。しかし官僚は廉を養わねばならないし、皇帝もそれを保證する義務があるとすれば、養廉銀設定の理由がそこにあったわけであるが、一舉に養廉銀制度という形にまで至らなくとも、廉を養う方便が講ぜられて不思議はない。

具體的な例をいくつか擧げてみよう。雍正元年三月三

日の兩廣總督楊琳の奏摺には、従來總督衙門の收入として、廣東布政司平頭銀八千兩・廣潮肇高四府の幫費七千餘兩・糧道鹽道の幫費各千兩・廣西布政司幫費銀千六百兩・桂梧潯平四府の幫費銀六千餘兩・驛道鹽道の幫費銀千兩、併せて二萬六千餘兩が擧げられている。楊琳は總督として必要な一切の犒賞・養贍の費は、この二萬六千兩を留めてはじめて一年の用に足りるものであり、これら以外の節禮は一概に禁絶すると述べているが、右に擧げられた諸項が一種の餽送であることは明かであり、ただそれが慣例的に定額化したものと考えられる。これに對して雍正帝は、「このようなことは朕は聞くを欲しない。爾らがいかようにも爲すにまかせる。朕はただ一の好字を責成するのみである。屬官をわずらわさず、百姓をさわがせなければ、分内の取るべき項は、取って以て犒賞などの費用に備えるのに、何の妨げがあろうか」といつている。また李衛が雲南の驛鹽道であったとき、雍正元年六月十九日の奏摺で、鹽規一萬七千餘兩を養廉に支給して頂きたいがいかでしようかと質問したときにも、「爾らが公議すればよい」と批諭した。いずれも帝自らは決定的なことを指示しないで、

必要なものはそれとして適當に處理せよと、判斷の主導權を官僚たちに預けた形にしている。これは火耗の提解についても共通する雍正帝の基本的態度であつた。火耗の提解の方をより根本的な問題とすれば、根本問題で決定的な態度を取らないで、枝葉のことだけ割り切るわけに行かないのは當然のことである。そういう帝の態度がより詳細かつ明瞭に示されているのは、廣西巡撫孔毓珣の元年六月二十日の摺奏に對する批諭であつた。この奏摺の中で孔毓珣は、到任以來州縣の節禮はおしなべて收受していないこと述べ、ただ桂平潯梧四府の橋稅幫費八千兩は歷任巡撫が收めて養廉の費としたものであり、それと布按二司と蒼梧道の節禮併せて三千五百兩、計年額一萬一千五百兩は收めているが、この二項を留めて臣の用度にして頂けるかどうかと、帝の承認を求めている。これに對して雍正帝の説く所は大略次のようである。

朕は即位からこのかた、およそ督撫諸臣のこの類の奏摺はみな置いて覽ないことにしている。……封疆の大吏の一切の兵弁を賞勞し、家口を資養し、親朋を幫助し、もろもろの贈答や部費などの項は、枚擧しきれない。朕が

それを理解しないということはない。爾らは取るべきものを取り、用いるべきものを用い、國計を悞らず、民生をわずらわさず、貪婪枉法に至らなければ、ひとえに權宜に任せる。節儉して行うならば、朕は斷じて罪を加えるに忍びないのだ。もし某項は取るべく某項は取るべからずということを示しよと思つても、朕は實の所知らないし、またそんなことをするすじあいはない。爾は操守あり爲すあるの好撫臣である。宜しく勉勵を加え自愛せよ。これらの些細な問題で朕に氣を遣う必要はない。

ここに示されたような帝の考え方を、そのまま正直にうけとれば、限度を心得て自信をもつて行うなら、或る程度從來のヤミ給與體系に依存して差支えないということになる。しかしその限度はあいまいであるし、陋規や節禮の禁止は厳しく示されている。取るべきものを取り用いるべきものを用いよと言われても、使う身になってみれば甚だ落ちつかかなかつたであらう。そこで官僚側としては、帝が細事に氣を遣うなと言ひ、また別にはつきりした指示のもらえないことは判つていても、一應自分なりの目安をつけて

帝に報告する。そこで格別のお叱りがない限り、報告した分だけは以後安心して使えるというわけである。そのことは同時に、ヤミ給與が半公認の給與に轉化するという意味をもつ。完全には公的な給與にならぬけれども、給與となれば當然皇帝から與えられるという意味を含んでくる。そこで今までなら黙って取り込み黙って使っていたものを、適當に整理を加えて減額した上で、何とぞしかじかの金額を賞給して頂けますまいかと、恭しく願ひ出る形を取るものである。この手續きを取ってさえおけば、嘗て奏明したものであるということになって、問題になる心配はまずない。逆に、未だ奏明せざる項の場合は、迂闊に手を出すわけには行かない。江西巡撫裴率度の雍正元年十二月十二日の奏摺に、

臣の衙門には從來鹽道の鹽規一萬兩があつて、例にしたがつて部に送ります。糧道の漕規四千兩と布政司の平規八千兩とは、まだ奏明してないので、絲毫だにも勝手に使用は致しません。臣の家族數は多くなく、日用はいくらもかかりませんが、ただ巡撫衙門としては費用が要ります。願わくば聖恩もて布政司平規の半ば

を賞給せられ、臣の薪水の費をたすけ、残りは公用に充てるということに、もしして頂けますならば……

とあるのを見れば、その間の消息を察することができる。この奏に對する批諭は、例によって「之を本心にかかつて、取るべきを取り用いるべきを用いるのみ」という調子のものであるが、少くとも布政司平規の一半だけは、既に奏明したものとしておおつぴらに使えることになる。理由が立ちさえすれば、半ばでなく全部を使つても叱られることはないであらう。

養廉銀制度がはつきりするまでの期間は、右のような次第でヤミ給與を半公認にすることによって、官僚の生活が維持されていたと考えられる。勿論一方においては再三再四嚴禁されていたにも拘らず、陋規の收受も迹を絶たなかつた。雍正六年に養廉未給の官に對しては速かに養廉を分給せよという諭旨が出されたのも、山東において陋規の收受が行われていた事實を、帝が知ったことが直接のきっかけとなつてゐる。そういうこともあつたけれども、ともかく禁を破らない範圍において生活する手段は與えられたわけである。思えばこの奏明という手續きは、摩訶不思議な



力を持っていたといわねばならない。それは本来相容れない筈の概念である陋規と養廉とを一致させる手段であった。奏明することによって陋規を養廉にすることができたのである。このような手段は、單に養廉銀が設定されるまでの過渡的措置として取られたばかりでなく、養廉銀設定以後もなお一部に行われた。それは耗羨の額が少なくて各官に支給しきれない場合、とくに酌提型の場合に多く見られるところであった。養廉銀制度が完全な形で行われないう限り、即ちその母體である耗羨が全提もしくは少くとも多提されない限り、陋規を化して養廉とする便法は生存を續ける餘地があったのである。

以上四節にわたって養廉銀設定の経過を眺めてきた。火耗の私收をもととし、陋規・節禮の餽送というルートで流れていたヤミ給與をたち切るために、雍正帝は即位のはじめ、陋規・餽送を厳しく禁止した。しかしこのヤミ給與は官僚の生活に必須なものであったから、その代りとして養廉銀の支給が考えられた。確かに「陋規・餽送の禁絶から養廉の設定まで、思想的には一筋道であった」。しかし現實問題として養廉銀が設定されたのは、遅い省では雍正六七

年ごろになっており、早く行われた省でも完全な形のは少なく、數年をへて改訂されるという状況であった。それは養廉の財源となる耗羨の取扱いが各省まちまちだったからである。耗羨提解の行われた省から、養廉銀も順次設定されたが、提解のやり方に應じて養廉支給の方式にもいくつかの型があった。そして養廉支給の遅れた省においては、陋規・餽送の禁絶との間の空白を、規禮を奏明して養廉とする便法でつないでいた。これは一種の届出制個別支給方式の養廉ということが出来る。

ところで養廉銀制度は、乾隆以降公式の給與制度として完全に中央政府の統制下に入ることとなる。それは耗羨が正項錢糧に準ずる取扱いを受けて、戸部の管轄下に入るのと表裏した現象であった。その場合の養廉は、分配の實際において完全に上からの支給という方式が貫かれたということと、全國畫一の制度となったという二點が注目されるであろう。雍正年間にはまだ畫一というには程遠かったのであるが、事態は耗羨を司庫に全提又は多提して、できるだけ司庫から養廉を支給するという方向に動いていた。本稿で取扱ったところでは、雍正朝末期四五年間の材料が

乏しいので、右の傾向も充分には追跡しきれなかったけれども、大勢を看取することはできるであろう。つまるところ養廉銀制度は、創設者雍正帝の死後において、漸く帝が理想とした形態に到達することができたのである。

## 註

- ① 清國行政法第一卷下二八七頁には、この制度が雍正六年の創始にかかることを述べて同年の上諭を引用しているが、實際は次註の拙稿にも指摘したように、雍正元年に山西省で始められた。
- ② 拙稿「雍正時代における公費の一考察」東洋史研究一五—四
- ③ 廿二史劄記卷三二明官俸最薄。
- ④ 安部健夫「耗羨提解の研究——『雍正史』の一章としてみた——」東洋史研究一六—四、特にその第二節参照。
- ⑤ 註②参照。
- ⑥ 註④論文第三節の(e)。
- ⑦ 前掲拙稿八九頁以下、また安部博士前掲論文一九六頁以下参照。
- ⑧ 前掲論文二—一頁以下、ことに二二八頁の表を参照。本文第二第三節に引く安部博士の論述はすべてこの部分に含まれる。
- ⑨ 雍正硃批諭旨、高成齡、三年二月八日。以下雍正硃批諭旨については書名を省略し、人名と日附又は葉數だけを記す。
- ⑩ 伊都立、四年七月一日。
- ⑪ 石麟、七年二月八日。

- ⑫ 石文焯、二年三月三日。
- ⑬ 田文鏡、二年五月十二日。
- ⑭ 田文鏡、三年二月二十四日。
- ⑮ 陳時夏、五年三月十七日の奏摺に對する文中の硃批に、「山西全提、直・豫酌提、三省料理、殊爲妥協」とある。
- ⑯ 田文鏡、六年二月三日。田文鏡の具體的な提案をうけて、佐雜等の件につき雍正帝は「佐雜微員、涉歷清苦之論、原云稍近於刻、命爾再加籌度。今覽所議、甚屬公當、照此措施、洵屬允協」と述べている。
- ⑰ 杜濱、六年十月四日。
- ⑱ 查郎阿、七年十二月十一日。
- ⑲ 石文焯、三年十月一日。
- ⑳ 許容、七年三月十二日。
- ㉑ 石禮哈、三年九月十二日。
- ㉒ 張廣潤、八年三月二十七日および八年六月八日。
- ㉓ 陳時夏、五年十一月六日の奏摺には、かれ自身の案とともに、張坦麟の案とそれに対する批判も併せ述べられている。また張坦麟は自分の案を五年十一月一日の奏摺に記している。
- ㉔ 王璣、十四葉裏。かれは七年二月から同年七月まで蘇州巡撫印務を署理しているから（清史稿疆臣年表五）、この奏摺を書いたのもその間のことと思われる。
- ㉕ 高斌、十二年六月二十八日。
- ㉖ 鹽規や稅規が養廉あるいは公費の財源の一部に繰り入れられたことは、他にも少なからぬ實例がある。一般に商人はいわゆる民とは區別されており、田文鏡なども「鹽商の節禮や泰

- 山の香規などは、民から取るのでないから、歸公を奏請して公用に充てることができる」と述べている(六年九月八日)。
- ②⑦ 魏廷珍、七年二月二十二日および七年十月二十五日。
- ②⑧ 徐本、二十四葉以下。文中に鹽規を收存して公用にあてる件を、十年三月に既に奏明した旨が記されているから、この摺の書かれたのはそれ以後ということになる。
- ②⑨ この點について巡撫黃炳の元年七月十日の奏摺には、従前の重耗を核減して、「除毎年留給通省各官養廉外、餘剩若干、儘數補項」とあつて、はつきり養廉の支給を述べているに拘らず、のちに二年七月から分給されたと言われているのは、黃炳の行つたのが完全な少提型であつたとみる以外に、理解の方法がないであろう。養廉がすべて州縣から各官へ直送されれば、事新らしく養廉を支給されたという感じが、事實上殆どしないであろうから。
- ③⑩ たとえば張保四年三月十日には、二年七月から養廉銀を支給されたと述べ、また塞楞額五年二月二十二日には二年七月から耗羨を提解したと記されている。
- ③⑪ 陳世倌、二年九月四日。但し州縣が一律一千兩だったことは、張保、四年三月十日による。
- ③⑫ 山東の州縣が每兩一分の公費を扣留していたことは、田文鏡の七年六月十五日の奏摺に見える。
- ③⑬ 岳濬、六年七月十三日および田文鏡、六年九月八日。
- ③⑭ 田文鏡、六年九月八日。
- ③⑮ 邁柱、五年三月十九日。
- ③⑯ 李蘭、十五葉以下。
- ③⑰ 張坦麟、六年十月二十日。
- ③⑱ 沈廷正、四年九月二十九日。
- ③⑲ 劉世明、七年正月二十五日。
- ③⑳ 劉世明、七年六月十六日。
- ④① 劉世明、七年十月十三日および七年十一月十七日。
- ④② 楊宗仁の施策は後の湖廣在任各官によつて傳えられているが、最も綜括的に詳しく述べた文獻としては、趙城、六年十月十一日を擧げることができる(安部博士既引、前掲論文一九〇頁)。
- ④③ 王國棟、八七葉裏以下。
- ④④ 李維鈞、二年八月六日。
- ④⑤ 楊鯤、五〇葉裏以下。
- ④⑥ 楊鯤、五二葉裏以下。
- ④⑦ 石文焯、二年十月十五日。福敏、三年十一月二十七日。
- ④⑧ 世宗實錄雍正五年十月己酉の條。
- ④⑨ 李衛、五年十二月三日および六年五月九日。
- ④⑩ 李衛、九年七月二十一日。
- ④⑪ 楊文乾、三年十二月十日、四年四月十四日。
- ④⑫ 常賚、五年二月一日。
- ④⑬ 常賚、四年四月二日。
- ④⑭ 郝玉麟、七年十一月十八日。
- ④⑮ 金洪、六年七月六日および七年六月四日。
- ④⑯ 鄂爾泰、八年三月二十六日。

## 雍正年間養廉額表

	河南	甘肅	貴州	山東	雲南	湖南	直隸
總督			26,000 (雲貴)				20,000
巡撫	30,000	14,120	8,500	20,000	12,000		
學政	4,000		2,000				2,000
布政使	24,000	11,728	4,500	10,000	8,400	9,000	10,000
按察使	10,000	2,950	3,000	10,000	4,000	7,000	8,000
道	10,000~ 3,000	1,000	2,000 1,800	6,000	5,900 ~3,000	4,000 1,700	2,000
府	4,000 3,000	1,000	1,300 ~800	6,000~	800	2,500 ~1,700	2,000
同知	1,000 800	600	500~300		400		500
通判	600	600	500~300		400		500
直隸州	1,500					1,300	
州縣	2,000~600	800~500	700~400	1,000		1,200~600	1,200~800

- 註 1. 本表は雍正年間の養廉額について、比較的材料的揃っている省分について数字をかかげたものである。
2. 本表の数字の出所は、雍正硃批諭旨中のつぎの奏摺である。括弧内は奏摺の日附を示す。  
 河南 石文焯 (2. 3. 3)  
 甘肅 石文焯 (3. 10. 1)  
 貴州 高其倬 (3. 9. 9)  
 山東 陳世倌 (2. 9. 4) 張保 (4. 3. 10) 田文鏡 (6. 9. 8)  
 雲南 鄂爾泰 (5. 10. 8) (6. 3. 28) (6. 6. 12)  
 湖南 王國棟 (87葉裏以下)  
 直隸 李維鈞 (2. 8. 6, 道員以下) 宜兆熊 (5. 9. 15, 按察使以上)
3. 本表の数字は雍正年間においても、部分的な變動があるが、おおむね初定の数字と思われるものを取って、變更後の数字は省いた。但し湖南については、初定のは率で示されているので、7年ごろの改定案を示した。
4. 乾隆以後における制度の部分的な變革については、嘉慶大清會典事例卷210に、また全國各員の支給額は同書卷209に記されているから、參照されたい。